保存版

2026（令和 8）年 11 月作成

2027(令和 9)年度　放課後児童クラブ
入所申込みのご案内

当初受付期間：2026(令和 8)年 11 月 16 日（月）～12 月 15 日（火）

（詳しくはP.5 をご確認ください）

1　放課後児童クラブにお申込みされる際は、必ず本案内に記載されている内容をご確認いただき、その内容について同意の上でお申込みください。

2　申込みは毎年度必要です。現在利用中の方も、翌年度（新学年）の利用を希望する場合は、必ず申込みをしてください。

3　この「入所申込みのご案内」は児童クラブ入所後も大切に保管してください。

＜問い合わせ先＞

◎一宮市ウェブサイト「放課後児童クラブ申込みのよくあるご質問（FAQ）」

放課後児童クラブの申込みに関する FAQ は、市ウェブサイト（ページ ID【1077184】）または右の二次元コードからご確認いただけます。ぜひご活用ください。

市ウェブサイト→

◎入所の申込み・施設・利用手数料について

一宮市子ども家庭部子育て支援課　入所・施設管理グループ

電話：0586-28-9022（月～金（祝・休日を除く）　9:00～17:00）

◎児童クラブの運営について

児童クラブの運営は以下のとおり委託しております。

運営に関するご質問やご意見は、それぞれの受託者へお問い合わせください。

【神山第 2・末広第 2 児童クラブ】

受託者：特定非営利活動法人　希望の家

電　話：0586-43-5010（児童クラブの開所時間中のみ繋がります）

【その他の児童クラブ】

受託者：社会福祉法人　一宮市社会福祉事業団

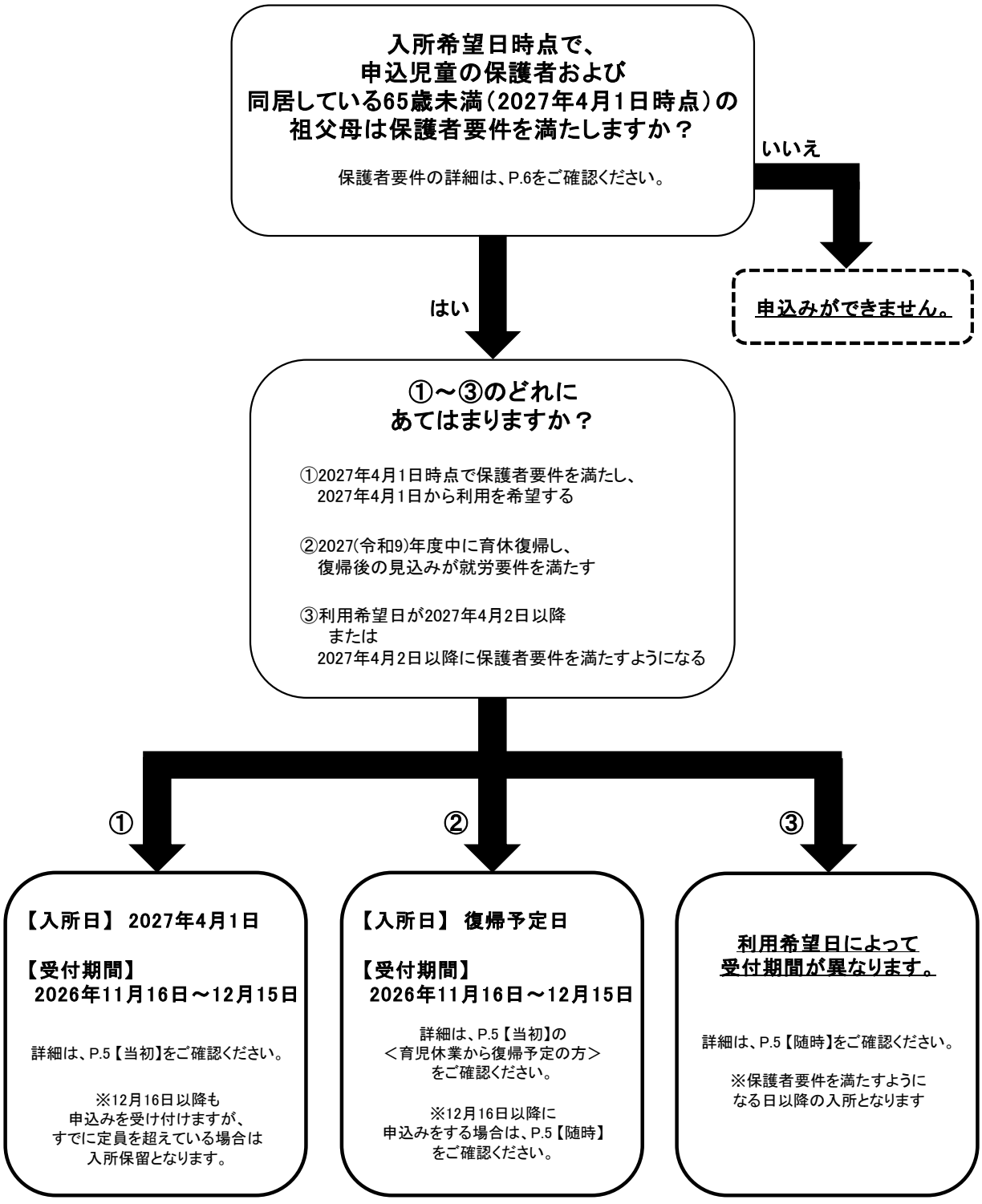
電　話：0586-51-5020（月～金（祝・休日を除く）　8:30～17:15）



＜放課後児童クラブ入所申込時期の確認＞

放課後児童クラブは、ご利用を希望する時期によって申込みの受付期間が変わります。

以下のフローチャートを参考に、受付期間をご確認の上、お申し込みください。



＜放課後児童クラブ入所申込の流れについて＞

申込書類の準備

・紙による申込みと電子申請による申込みでは必要書類が異なります。
・必要書類に不足があると申込みができません。
・P.8～10 をご確認の上、ご準備ください。

申込手続

■申込期間 【当初】2026 年 11 月 16 日（月）～12 月 15 日（火）
【随時】入所希望時期によって異なります。詳しくは P.5 をご確認ください。
■申込方法 紙申込 または 電子申請

書類審査

・子育て支援課で一括審査します。
・申込者が定員を超えている場合は、P.15～17 に基づき選考を行います。

結果の通知

・申込内容の審査、入所選考の結果は郵送で通知します。
【当初】2027 年 2 月中旬発送
【随時】4 月 1 日入所 ： 2 月中旬以降順次発送
各月 1 日入所 ： 入所月の前月 18 日頃発送
各月 16 日入所 ： 入所月の 3 日頃発送
※詳しくは P.12 をご確認ください。

1　放課後児童クラブについて

(1)放課後児童クラブとは

放課後児童クラブとは、学校の下校後に保護者が就労等の理由でご家庭に不在となる方を対象に、子どもに適切な遊びと生活の場を提供する場所です。

(2)開所日、開所時間

期　　間　：　2027(令和 9)年 4 月 1 日～2028(令和 10)年 3 月 31 日

開 所 日　：　毎週月曜日～土曜日(祝・休日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)は休み)

開所時間　：　・月曜日～金曜日　　下校後～午後 7 時

・土曜日、長期休み等の学校休業日　　午前 7 時 30 分～午後 7 時

※利用者のいない日やいない時間帯は開所していない場合があります。

※学校がない日は保護者の方の送迎が必要です。

(3)放課後児童クラブ利用手数料について

① 利用手数料の基本事項

実際の利用の有無にかかわらず、在籍期間中は利用手数料がかかります。

月額		児童 1 人につき 7,000 円(8 月のみ 9,000 円)	
途中入退所	入所日	1 日～15 日	16 日～31 日
	入所月の手数料	7,000 円(8 月のみ 9,000 円)	3,500 円(8 月のみ 4,500 円)
	退所日	1 日～15 日	16 日～31 日
	退所月の手数料	3,500 円(8 月のみ 4,500 円)	7,000 円(8 月のみ 9,000 円)

※市議会において予算が認められた場合には、同一世帯で同時に 2 人以上が在籍する際は、2 人目以降半額とします。

② 納付方法・納期限

納付方法	手続 (提出や申請は入所決定後でも可)	納期限(振替日)
口座振替	(1)「口座振替依頼書」を児童クラブまたは子育て支援課へ提出 または (2)「Web 口座振替受付サービス」にて電子申請 ※電子申請の詳細は、市ウェブサイト(ページ ID【1063576】)をご確認ください。	月末 ※金融機関の休業日の場合は翌営業日。 ※12 月は 12 月 27 日(月)

・初めて放課後児童クラブを利用される方、口座の登録が済んでいない方、登録口座を変更したい方は、上記(1)または(2)の方法で口座登録の手続きをしてください。

・口座振替の開始は、手続きされた日の翌月末以降の納期限からとなります。

※納期限を過ぎても納付が確認できない場合、督促等を行います。なお納付が確認できない場合は、「児童手当に係る放課後児童クラブ利用手数料の支払申出」に基づき児童手当から未納分を充当します。

③ 減免、免除

次に該当する方は、利用手数料の減免または免除があります。

減免の申請は毎年度必要です。申請に関する注意事項や必要書類などの詳細は「減免申請書」をご覧ください。

号数	対象者	手数料	申請
1号	入所児童と同居して生計を一にしている父母等の市区町村民税が非課税の方	全額減免	必要
2号	居住する家屋が、災害により半壊、半焼、床上浸水以上の被害を受けた方	全額減免	必要
	生活保護受給者	全額免除	不要

2 入所申込みについて

(1)受付期間

【当初】

入所希望日	受付期間	選考	申込みできる方
2027(令和 9)年 4 月 1 日	2026(令和 8)年 11 月 16 日～12 月 15 日	期間中の申込者で選考 (先着順ではありません)	2027(令和 9)年 4 月 1 日時点で P.6 の「保護者要件」を満たす方

◎隣接小学校への入学を希望する方

入学小学校の決定前でも、入学を希望する小学校の学校区内の児童クラブを希望施設として、当初受付期間内に申込みをすることができます。抽選の結果、希望する小学校に入学できなかった場合は、抽選後 1 週間以内に子育て支援課までご連絡ください。

＜育児休業から復帰予定の方＞

2027(令和 9)年度中に育児休業から復帰予定の方で、復帰後の就労状況が P.6 の「保護者要件」のうち「就労」の要件を満たす方は、下表のとおり申込みができます。申込みの際は**復帰予定日や復帰後の勤務時間・勤務日数の見込みが記載された就労(採用内定)証明書の提出が必要です。**

なお、育児休業からの復帰予定日が変更となった場合には、就労(採用内定)証明書の再提出が必要となりますので、すみやかに子育て支援課までご連絡ください。ただし、変更内容によっては、利用希望日からご利用いただけない場合や再申込となる場合があります。

受付期間	申込みできる方	利用開始日
2026(令和 8)年 11 月 16 日～12 月 15 日(※)	2027(令和 9)年度中に育休復帰する方 (就労(採用内定)証明書で復帰日が確認できる方に限る)	復帰予定日 または 復帰日以降の 1 日または 16 日のいずれか早いほう

※ 2026(令和 8)年 12 月 16 日以降の申込みについては、以下の【随時】をご確認の上、お申込みください。

【随時】

2026(令和 8)年 12 月 16 日以降も下表のとおり申込みを受け付けますが、**すでに定員を超えている場合は入所保留となります。**

入所希望日		受付期間	選考	申込みできる方
2027(令和 9)年 4 月 1 日		2026(令和 8)年 12 月 16 日 ～2027(令和 9)年 3 月 15 日	先着順 (同日の申込みは選考)	・2027(令和 9)年 4 月 1 日時点で P.6 の「保護者要件」を満たす方のうち、2026(令和 8)年 12 月 15 日までに申込みできなかった方 **・2027(令和 9)年 4 月 2 日～4 月 15 日の間に P.6 の「保護者要件」を満たすようになる方(※)**
随時入所	各月 1 日 (※)	入所希望日の 前月 1 日～15 日	先着順 (同日の申込みは選考)	入所希望月の 1 日～15 日の期間以降、P.6 の「保護者要件」を満たすことが確認できる方(※)
	各月 16 日 (※)	入所希望日の 前月 16 日～月末		入所希望月の 16 日～月末の期間以降、P.6 の「保護者要件」を満たすことが確認できる方(※)

※ 「1 日～15 日」または「16 日～月末」のそれぞれの期間の途中から保護者要件を満たすようになる方は、要件を満たすようになる日(その日が日・祝・休日の場合は翌開所日)からの入所となります。

(2)対象児童

一宮市内に住所を有する小学 1 年生から 6 年生までの児童のうち、保護者および同居している 65 歳未満の祖父母が次の保護者要件のいずれかに該当しており、2027(令和 9)年度を通じて放課後児童クラブの利用が必要な児童。

●保護者要件

入所希望日時点から 1 か月以上の期間、次の要件を満たしていることが就労(採用内定)証明書等で確認できる場合、確認できる期間のみ在籍が可能となります。

<table>
<tr><th>事由</th><th colspan="3">申込みできる要件</th></tr>
<tr><td rowspan="4">就労</td><td>1～3 年生</td><td>①15:00～19:00 の時間帯を含む勤務
②9 時間以上の勤務</td><td>①または②の勤務が 1 か月に
12 日以上あること</td></tr>
<tr><td>4 年生</td><td rowspan="2">③17:00～19:00 の時間帯を含む勤務
④9 時間以上の勤務</td><td>③または④の勤務が 1 か月に
16 日以上あること</td></tr>
<tr><td>5～6 年生</td><td>③または④の勤務が 1 か月に
20 日以上あること</td></tr>
<tr><td colspan="3">◎残業時間、通勤時間の考慮について
・就労(採用内定)証明書に残業時間も含めて証明されている場合、「勤務状況」の各勤務パターンについて、「残業(合計)時間」÷「残業(合計)回数」により残業時間の平均を算出します。残業時間の平均はそれぞれの勤務パターンの「残業(合計)回数」に証明された回数まで、その勤務時間に加算することができます。
・通勤時間を含むことにより「就労」の要件を満たす場合は、通勤時間の申し立てをすることにより、申込みが可能となります。ただし、選考となった場合は、保護者指数はすべて「0(ゼロ)」となります。詳しくは、P.15＜一宮市放課後児童クラブ利用選考について＞をご覧ください。</td></tr>
<tr><td>傷病等</td><td colspan="3">傷病等により入院または安静加療が必要である</td></tr>
<tr><td>障害等</td><td colspan="3">・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている
・要支援認定・要介護認定を受けている</td></tr>
<tr><td>看護・介護</td><td colspan="3">親族の看護・介護をしている(時間・日数の要件は「就労」と同様)</td></tr>
<tr><td>就学等</td><td colspan="3">学校に通っている、または就労等のため技能訓練を受けている
(時間・日数の要件は「就労」と同様)</td></tr>
<tr><td>出産</td><td colspan="3">分娩予定日の 3 か月前から出産日の 2 か月後の月末までに該当
※利用期限は出産日の 2 か月後の月末</td></tr>
<tr><td>災害復旧</td><td colspan="3">震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている</td></tr>
<tr><td>求職</td><td colspan="3">現在求職活動中または入所次第求職活動を開始する予定である
※利用期限は入所日の翌月末
※保護者が求職要件に該当することによる入所は同年度に1度のみ</td></tr>
</table>

◎児童クラブの利用期限がある方

利用期限の翌日以降も、「保護者要件」のいずれかの要件を満たす場合のみ、引き続き児童クラブを利用することができます。継続利用を希望する場合は、以下の期限までに手続が必要です。手続の詳細は、入所決定および要件変更の際に送付する通知にてご確認ください。

保護者要件	継続利用手続の期限
出産・求職	利用期限の月の 15 日
出産・求職以外	利用期限の 2 週間前

●同居の祖父母について

同一住所地に住民票がある場合、別棟にお住まいの場合や別世帯の場合も同居として取り扱います。

		2027(令和 9)年 4 月 1 日時点の年齢	同居の祖父母が 保護者要件を満たす場合	同居の祖父母が 保護者要件を 満たさない場合
生年月日	1962(昭和 37)年 4 月 2 日以降	65 歳未満	就労(採用内定)証明書等の **提出が必須**	申込みできません
	1952(昭和 27)年 4 月 2 日 ～1962(昭和 37)年 4 月 1 日	65 歳以上 75 歳未満	就労(採用内定)証明書等の **提出は任意**(※)	申込みできます (書類不要)(※)
	1952(昭和 27)年 4 月 1 日以前	75 歳以上	就労(採用内定)証明書等の **提出は不要**	申込みできます (書類不要)

※ 就労(採用内定)証明書等がない場合でも申込みはできますが、選考となった場合は P.6 の「保護者要件」に該当しないものとみなし選考しますので、減点対象になります。

●申込みできない児童

次に該当する場合、申込みはできません(④～⑥は兄弟姉妹の利用で該当する場合も含みます)。

① 保護者が保護者要件に該当しない場合
② 65 歳未満の祖父母が同居しており、その方が保護者要件に該当しない場合
③ 保護者が、就労(採用内定)証明書などからみて、放課後児童クラブの開所時間中に児童の送迎ができない場合
(学校がある日の来所時を除き、放課後児童クラブ利用時は必ず保護者の送迎が必要)
④ 保護者が、放課後児童クラブの運営上遵守すべき事項について警告を受けても守らない場合
⑤ 保護者が、放課後児童クラブ利用手数料を滞納している場合
⑥ 過去に放課後児童クラブの利用者登録を取り消されたことがある場合

(3)必要書類

【書類配布場所】

・各児童クラブ、子育て支援課(一宮市役所本庁舎 4 階 46 番窓口)

・一宮市ウェブサイト

【記入上の注意】

鉛筆や消せるインクのペンの使用は無効。訂正には修正ペンを使用せず、二重線で抹消ください。

【必須書類】

書類名		紙申込 (提出する書類)	電子申込 (準備する書類)
放課後児童クラブ申込書		○児童ごとに必要	×なし 申請時に直接入力
就労(採用内定)証明書 または 就労外要件申告書 ※P.9～10 の【要件ごとの必要書類】をご確認ください。	以下のすべての方が必要 ・同居の父、母 ・単身赴任中の父、母 ・同居の 65 歳未満の祖父母 ・同居の 65 歳以上 75 歳未満の祖父母(任意)	○必要 ※兄弟姉妹で兼用可	○必要

【場合によっては必要な書類】

書類名		紙申込 (提出する書類)	電子申込 (準備する書類)
口座振替依頼書 (入所決定後でも可)	・新規口座を登録する方 ・登録口座を変更する方	「口座振替依頼書」を提出 もしくは 「Web 口座振替受付サービス」 にて電子申請 ↑市ウェブサイト	
放課後児童クラブ 利用手数料減免申請書	減免理由に該当する方 (添付書類が必要となる場合があります。「減免申請書」をご確認ください。)	○必要 ※兄弟姉妹で兼用可	×なし 申請時に直接入力 (添付書類は申請前にご準備ください)
児童の送迎に関する 届出書	恒常的に保護者以外の方が 送迎を行う方	○必要 ※兄弟姉妹で兼用可	×なし 申請時に直接入力
申立書	・通勤時間の申立てをする方 ・やむを得ない事情で自営業の添付書類が用意できない方 ・看護・介護や就学等の時間が複数パターンある方 ・その他提出が必要な方	○必要 ※兄弟姉妹で兼用可	×なし 申請時に直接入力

【要件ごとの必要書類】

<table>
<tr><th>申込要件</th><th colspan="2">必要書類</th></tr>
<tr><td rowspan="5">就労</td><td colspan="2">□就労（採用内定）証明書
・申込時点で 3 か月以内に発行・承認されたもののみ有効です。
・就労（採用内定）証明書の記入要領をご確認ください。
・電子申請にて申込みを行う場合に限り、就労（採用内定）証明書を電子申請で事前に準備することができます。詳しくは市ウェブサイト（ページ ID【1068176】）または右の二次元コードからご確認ください。
市ウェブサイト→
◎単身赴任の方について
・入所希望日時点で単身赴任中の方(入所希望日までに開始する予定の方を含む)は、入所希望日時点で単身赴任中であることがわかる就労(採用内定)証明書が必要です。
・入所希望日までに単身赴任が終了する予定の方は、入所希望日時点で単身赴任中でないことと、単身赴任終了後の勤務状況の見込みを記載した就労(採用内定)証明書が必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">◎以下に当てはまる方は、就労（採用内定）証明書に加え、添付書類が必要です。</td></tr>
<tr><td>通勤時間を含むことにより
「就労」の要件を満たす方</td><td>□通勤時間を記載した申立書
※申立書裏面の記入例④を参考にご記入ください。</td></tr>
<tr><td>自営業の方
（ご自身またはご親族が経営する会社・運営する事業所等に就労している方含む）</td><td>□就労先の事業所名と就労者の氏名の記載のある添付書類
（写し可、名刺・給与明細等は不可）
【例】 ・源泉徴収票(申込時点で最新のもの)※金額部分は削除可。
・確定申告書(控)（申込時点で最新のもの） ※金額のみ消した状態で構いませんが、屋号または営業収入があることが分かる状態で提出してください。
・営業許可証
・開業届(控)（開業初年度の場合に限る）
※やむを得ない事情で用意できない場合は、子育て支援課へご相談ください。</td></tr>
<tr><td>・フレックス勤務等で勤務形態が複数あり、就労（採用内定）証明書の勤務時間欄に記入できない方

・複数の勤務先で就労しており、就労（採用内定）証明書のみで勤務日の重複の有無が確認できない方

・保護者要件の中で、就労と看護・介護等や就学等を兼ねており、勤務日との重複の有無が確認できない方</td><td>□勤務実績表等（事業所名と就労者氏名が記載されたもの）
※事業主（上長）の方に就労（採用内定）証明書に添付していただき、備考欄に勤務実績表等を添付したことを明記してください。
※複数の勤務先の勤務実績表を提出する場合は、勤務日の重複が確認できるように、すべての勤務先について同じ月のものを添付してください。</td></tr>
</table>

【要件ごとの必要書類 （就労以外）】

申込要件	必要書類
傷病等	**□就労外要件申告書** **□診断書**（写し可、おおむね 3 か月以内に発行されたもので、入院または安静加療が必要であることが記載されているもの）
障害等	**□就労外要件申告書** **□該当する方の証明書類（以下のうちいずれか一つ）** ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し ・要支援認定・要介護認定を受けていることが分かる証書または保険証等の写し
看護・ 介護	**□就労外要件申告書** **□看護・介護を必要とする方の証明書類（以下のうちいずれか一つ）** ・診断書（写し可、おおむね 3 か月以内に発行されたもの） ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し ・要支援認定・要介護認定を受けていることが分かる証書または保険証等の写し
就学等	**□就労外要件申告書** **□在学証明書**（写し可、3 か月以内に発行されたもの）**または学生証の写し**
出産	**□就労外要件申告書** **□母子健康手帳の写し（母の氏名の記載のある部分）** ※必要事項以外の箇所は消していただいて構いません。
災害復旧	**□就労外要件申告書** **□証明書**（写し） ※証明書の発行まで時間がかかる場合は、後日の提出で構いません。
求職	**□就労外要件申告書**

◎必要書類に有効期間等の記載がある方

有効期間等の記載があり、2027（令和 9）年度中に有効期間が終了する場合、その有効期間中に限りクラブを利用できます（診断書の場合は、診断書中で医師が入院や安静加療を必要と認めている期間中に限りクラブを利用できます）。なお、利用期限の翌日以降も、P.6 の「保護者要件」のうちいずれかを満たす場合のみ、引き続き児童クラブを利用することができます。継続利用の手続については、入所決定および要件変更の際に送付する通知にてご確認ください。

(4) 申込方法

① 紙による申込み

申込前にご確認ください

・書類に不足がある場合は提出できません。

・児童クラブまたは子育て支援課で受け取った書類は**返却できません。**

・診断書等の証明書類やその写しにつきましても、受け取り後は返却できませんので、控えが必要な場合はあらかじめご自身でご用意いただいた上でご提出ください。

提出場所	提出可能時間
児童館児童クラブ （※）	月曜日～金曜日　午前 9 時 30 分から午後 7 時まで 土曜日　午前 7 時 30 分から午後 7 時まで
児童クラブ （※）	月曜日～金曜日　下校後から午後 7 時まで 土曜日　午前 7 時 30 分から午後 7 時まで
子育て支援課 （一宮市役所本庁舎 4 階 46 番窓口）	月曜日～金曜日　午前 9 時から午後 5 時まで

※ 利用者のいない日やいない時間帯（全員帰宅した後など）は閉まっている可能性があります。

② 電子申請による申込み

申込前にご確認ください

※父母ともに児童と別居している方は、電子申請によるお申込みができません。紙によるお申込みをお願いします。

・書類に不足がある場合は申請できません。

・1回の申請につき 1 人分の申請となります。兄弟姉妹で申込みをする場合は、人数分の申請が必要です。

・申請完了後、申請完了メールが届きますのでご確認ください。このメールは、申請を行ったことの証明になりますので、必ず保存しておいてください。申請完了メールが見当たらない場合には、迷惑メールフォルダ等にないかをご確認ください。

・送信完了日が受付日になりますので、余裕をもってお申込みください。

（システムメンテナンスや通信障害、操作エラー等により、受付期限内に申請が完了しなかった場合も、受付期限の延長はできません。期限に余裕をもって申請していただくほか、申請完了メールにて申請が完了していることを必ずご確認ください。

以下の二次元コードまたは URL から電子申請フォームにアクセスし、申請フォームに従って申込情報の入力および必要書類の提出をしてください。

＜二次元コード＞

＜URL＞　https://logoform.jp/form/Z3LR/1826018

3 入所申込後

(1)申込内容の審査、入所選考

●申込内容の審査

子育て支援課で一括審査します。必要書類が揃っているか、申込内容に不備がないか、申込みに必要な要件を満たしているか等を確認します。

●入所選考

申込者が定員を超えている場合は、P.15～17＜一宮市放課後児童クラブ利用選考について＞に基づき選考を行います。選考の結果、合計指数の高い方から入所を決定します。

(2)結果の通知

申込内容の審査、入所選考の結果は郵送で通知します。

入所日		受付期間	通知発送予定日
4月1日入所		2026(令和8)年11月16日(月)から 12月15日(火)まで	2月中旬頃
		2026(令和8)年12月16日(水)から 2027(令和9)年3月15日(月)まで	2月中旬以降　順次
随時入所	各月1日入所	入所希望日の前月1日～15日	入所月の前月18日頃
	各月16日入所	入所希望日の前月16日～月末	入所月の3日頃

◎第2希望以下の児童クラブに入所決定となった場合

選考により第2希望または第3希望の児童クラブに入所が決定した場合は、自動的に上位希望の児童クラブへの**移動待ちリストへ登録**されます。上位希望の児童クラブに空きができたときに、子育て支援課より電話にてご案内します。

◎入所保留となった場合

選考により入所保留となった場合は、希望する児童クラブに空きができたときに、選考基準の合計指数の高い順に子育て支援課より電話にてご案内します。

また、夏休みと冬休みについては、期間限定利用のご案内を郵送いたします。

(3)申込内容に変更があった場合

申込後に申込内容に変更があった場合は書類の提出が必要となる場合があります。変更後はすみやかに子育て支援課までご連絡ください。

4 入所決定後

(1)利用時の注意点

●入所前の説明会について

児童クラブの利用開始前に、入所決定した施設にて児童クラブの利用に関して説明会、もしくは個別でご説明を行います。入所決定の通知に日程が記載されておりますので、ご確認の上、該当施設へお出かけください。ご都合がつかない場合は、事前に該当施設へ直接ご連絡ください。

児童クラブは利用状況により閉所となる場合があるため、電話などでご確認の上、お出かけください。

●保険について

入所前にスポーツ安全保険に加入していただきます。保険料は利用手数料に含まれていますので、別途請求はしません。加入手続きは市で行います。

放課後児童クラブで起きた傷害については、請求手続をしていただくことにより、通院・入院の 1 日目から定額保険金が支払われます。

●緊急時の連絡について

緊急時に SMS(ショートメッセージサービス)でメールを配信する場合があります。申込書または電子申請フォーム内の「緊急時の SMS 配信サービス」欄に記入(入力)された携帯電話番号に配信します。記入(入力)がない場合は、緊急連絡先1または2のいずれかに配信させていただきます。

なお、届いた SMS に返信いただいてもメールは届きませんのでご注意ください。

サービス名称	KDDI Message Cast
発信元番号	0586-28-9022(一宮市子ども家庭部子育て支援課) (Softbank、Y!mobile など Softbank 回線を利用する契約の場合は「251000」)

※サービス提供事業者により、仕様が変更となる場合があります。

(2)退所・入所辞退をする場合

●退所する場合

必ず**退所日(最終在籍日)まで**に「退所・辞退届」を児童クラブまたは子育て支援課へ提出、もしくは電子申請してください。**「退所・辞退届」の提出がない場合は、児童クラブに在籍していることになるため、実際の利用がなくても、在籍期間中は利用手数料がかかります**のでご注意ください。

なお、日付をさかのぼって退所届を提出することはできません。

●入所辞退する場合

児童クラブの入所を取りやめる場合は、必ず**入所日の前日まで**に「退所・辞退届」を児童クラブまたは子育て支援課へ提出、もしくは電子申請してください。

なお、**決定した入所日以降に「退所・辞退届」を提出された場合、実際の利用がなくても利用手数料がかかります**のでご注意ください。

2027(令和 9)年度 「退所・辞退届」電子申請ページ

利用年度によって、申請ページが異なります

＜二次元コード＞ ＜URL＞ https://logoform.jp/form/Z3LR/1786484

(3)児童クラブを休所する場合

以下の①～④のいずれかに該当するやむを得ない事情の場合にのみ、**休所開始日の前日まで**に休所届と必要書類を提出することで、該当期間放課後児童クラブを休所することができます。

なお、ご状況によっては休所できる要件に該当しない場合がありますので、休所をご希望の方は、必要書類をご準備いただく前に、あらかじめ子育て支援課までご連絡ください。

休所届は一度提出すると、原則撤回できませんのでご注意ください。

【休所理由】

①登録児童本人のけがや入院などにより、学校から放課後児童クラブへ自力で下校できない場合

②登録児童本人のけがや入院などにより、学校を長期間休む場合

③登録児童本人が、医師の指示により療養のため休所が必要であることを、診断書の写しにより確認できる場合

④保護者のけがや入院などで児童の送迎ができないことを診断書の写しにより証明でき、かつ他に送迎できる者がいない場合

なお、休所月の利用手数料は、1 日～15 日もしくは 16 日～月末の期間全て休所した場合は半月分となり、1 日～月末の期間全て休所した場合は 0 円となります。1 日～15 日と 16 日～月末の期間にそれぞれ 1 日でも在籍があれば 1 か月分の支払いが必要となります。

5 その他のサービスのご案内

(1)放課後子ども教室 キッズi

一宮市内の全小学校で実施しています。授業終了後から最終下校までお預かりします。

長期休暇期間を除き、放課後児童クラブとの重複利用はできません。

対象	小学 1 年生～3 年生
利用手数料	無料(保険料は必要)
申込み	2 月募集予定(詳細は 2 月号広報または 2 月頃市ウェブサイトにて掲載予定) ※年度途中での申込みはできません
問い合わせ	一宮市子ども家庭部青少年課(TEL(0586)84-0017) (日・月曜日(月曜日が祝・休日の場合は翌日)はお休みです)

(2)長期休暇期間限定の児童クラブ

春休み、夏休み、冬休みについて、長期休暇期間限定での利用者の募集を予定しています。

利用期間 ※期間ごとに申込みが必要	**受付期間等のお知らせ時期(予定)**	
	市広報	**市ウェブサイト**
4 月春休み	2 月号	1 月後半頃
夏休み	6 月号	5 月後半頃
冬休み	11 月号	10 月後半頃
3 月春休み	2 月号	1 月後半頃

※通年入所者については、長期休暇期間限定の申込みは不要です。

＜一宮市放課後児童クラブ利用選考について＞

放課後児童クラブの申込児童の人数が定員を超える場合、以下の方法により選考します。

1. 申請内容から、児童の合計指数を算出します。算出方法は次によります。

○指数は、[1]学年指数、[2]保護者指数、[3]調整指数の 3 種類があります。

○[1]学年指数と[2]保護者指数の合計に、[3]調整指数により加算・減算を行い、合計指数を決定します。

2. 合計指数の高い児童から順に定員に達するまで入所承諾の決定をします。

○校区内に複数施設がある場合でも、申込施設の数や希望順に関わらず校区内の合計指数の高い児童から入所承諾の決定をします。希望した施設の数や希望順によって選考の優先順位が変わることはありません。

○合計指数が同点の場合、以下の順に優先者を決定します。

①学年指数が高いこと

②同一住所地に居住する祖父母がいないこと（同一住所地に居住する祖父母すべてが保護者要件に該当し（求職に該当する場合、または通勤時間の申立てをすると就労の申込要件を満たす場合を除く）、就労証明書等により確認できる場合は、いないことと同様に取り扱います。）

※75 歳以上の祖父母は、上記に関わらずいないことと同様に取り扱います。

○上記の順でも優先順位が決まらない場合は、総合的に判断します。

3. 定員を超えた場合は、入所保留となり、空きが出た時点で合計指数の高い順に入所のご案内をします。

[1]学年指数

学年	指数	学年	指数	学年	指数
1 年生	**75**	3 年生	**45**	5 年生	**15**
2 年生	**60**	4 年生	**30**	6 年生	**0**

[2]保護者指数

○父母について、就労の場合及び就労以外の場合の指数を算出します。

○父母それぞれについて上記の指数を算出し、低い方の指数を保護者指数として採用します。

【就労の場合の保護者指数】

・就労証明書の「勤務時間」と「勤務日数」から算出します。

・P.16 の「2. 勤務日数による加算」に該当する場合は、「1-①、1-②の内、該当する指数」に「2. 勤務日数による加算」を加算した指数を採用します。

・父母または 65 歳未満の祖父母の就労が申込要件を満たさず、通勤時間の申立てにより申込みされた場合は、P.16 の点数表に拘わらず保護者指数は「0」となります。

1-①. 学年別の時間帯(※1)を含む勤務の場合

勤務終了時刻	指数
	就労・就学等
15:00 以降	3
15:30 以降	5
16:00 以降	7
16:30 以降	8
17:00 以降	9
17:30 以降	10
18:00 以降	11

1-②. 学年別の時間帯(※1)を含まない勤務の場合

勤務時間数	指数
	就労・就学等
9 時間未満	申込みできません
9 時間以上	2

(※1)学年別の時間帯とは就労の要件で
学年により区別された時間帯のことであり、
1～3 年生では「15:00～19:00」
4～6 年生では「17:00～19:00」
となります。

2. 勤務日数による加算

区 分	状 況	指 数
勤務日数加算	勤務日数(授業日数)が 1 か月に 20 日以上	＋ 2

【就労以外の場合の保護者指数】

・各区分、状況によって以下の表の指数を採用します。

区 分	状 況	指 数
傷 病 等	入院(施設入所含む)	13
	上記以外で、安静加療を要する場合	5
障 害 等	身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A 判定 精神障害者保健福祉手帳 1 級、要介護 3～5	13
	身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 判定 精神障害者保健福祉手帳 2 級、要介護 1～2	9
	身体障害者手帳 4 級、療育手帳 C 判定 精神障害者保健福祉手帳 3 級、要支援 2	7
	身体障害者手帳 5～6 級、要支援 1	5
看護・介護	自宅以外での親族の看護・介護で、児童の支援が必要と認められる場合	9
	自宅での親族の看護・介護で、児童の支援が必要と認められる場合	5
就学等	大学、職業訓練校、資格取得講習等(通信課程除く)	就労の場合の 保護者指数を使用
出産	分娩予定日の 3 か月前より出産日の 2 か月後の月末までの期間	11
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	13
求職	現在求職活動中または入所次第求職活動を開始する予定である	-13

[3]調整指数

○世帯の状況などによって、以下の指数を加算（マイナスの場合は減算）します。

状　　況	指　数
①母子・父子家庭等	＋ 6
②父または母が単身赴任（就労証明書の「単身赴任」欄により確認できる場合のみ）	＋ 2
③父または母が産前産後休業・育児休業期間明け	＋ 2
④(ア) 65 歳以上 75 歳未満の祖父母が同一住所地に居住しており(※2)、その祖父母が保護者要件を満たすことが証明書等により確認できない場合 (イ) 65 歳以上 75 歳未満の祖父母が同一住所地に居住しており(※2)、その祖父母が保護者要件の「求職」に該当する場合、または通勤時間の申立てをすると「就労」の申込要件を満たす場合 (※3) (ウ) 65 歳未満の祖父母が同一住所地に居住しており (※2)、その祖父母が保護者要件の「求職」のみに該当する場合	－6 (※4)

(※2) 生計や世帯の状況を問わず、別棟の場合も含めて、「同居」として取り扱います。

(※3) (イ)の場合以外で申込要件を満たすことが証明書等により確認できる場合は、減算対象外です。

(※4) (イ)のうち通勤時間の申立てをすると「就労」の申込要件に該当する場合で、[2]保護者指数が 6 以下の場合、減算される指数は[2]保護者指数を上限とします。

[4]合計指数

○定員を超える申込みがあった場合、合計指数の高い順に入所承諾者を決定します。

学年指数		保護者指数(※5)		調整指数		合計指数
児童の学年 75 点満点	＋	【就労・就学等】13 点満点 （勤務時間 11 点、勤務日数加算 2 点） 【就労外(「就学等」を除く)】13 点満点	＋	上記 **[3]調整指数** 参照	→	高い順に 決定します

(※5) 父母のうち、指数の低い方 1 名分を採用します。

【兄弟姉妹で同じ施設へ申込みをする場合】

・申込書または電子申請フォームで「兄弟姉妹を一組として選考する」を選択した場合は、兄弟姉妹それぞれの合計指数の平均を指数として採用します。（兄弟姉妹の合計指数は同じになります。）

・申込書または電子申請フォームで「兄弟姉妹を個別に選考する」を選択した場合は、別々に選考を行うため、兄弟姉妹で別の施設に入所承諾となる場合があります。

※兄弟姉妹が別々の施設へ申込みをされる場合は、兄弟姉妹を個別に選考します。

●誓約事項

・申請書(電子申請の場合は申請内容)、証明書については、事実と相違ありません。
・書類の記載内容(電子申請の場合は申請内容)に変更が生じた場合は、すみやかに変更の届出をします。
・放課後児童クラブを利用するにあたり、児童が他の利用者と安全に集団生活を行うための必要な支援員等の指示に従います。
・保護者は、放課後児童クラブを利用する児童が、他の利用者及び支援員等の心身に対して危害を加え、著しい損害を与えた場合は、児童の退所手続きを行います。
・放課後児童クラブの利用に際して、支援員、受託事業者、及び子育て支援課から来所・来庁の連絡があった場合は速やかに応じます。
・利用児童の送迎は、必ず放課後児童クラブの開所時間内に行います。
・放課後児童クラブ利用手数料は、指定された期日までに遅滞なく納付します。
・実際の利用の有無にかかわらず、在籍期間中は利用手数料がかかることに同意します。
・一宮市が保有する個人情報について、審査にあたり必要となる情報を利用すること、また、児童クラブの運営上必要な情報を児童クラブに共有することに同意します。
・その他申込みをするにあたり、「放課後児童クラブ入所申込みのご案内」の内容を確認のうえ、その内容について同意します。
・以上の各項について違反したとき、放課後児童クラブの退所等いかなる処置を受けても異議を申し立てません。

●児童手当に係る放課後児童クラブ利用手数料の支払申出

私は、児童手当法第 21 条第 1 項・第 2 項の規定に基づき、支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、市が必要と認める額を当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てることを申出ます。

支払費用の名称	放課後児童クラブ利用手数料
支払額	未納分の全額
その他特記事項	2027(令和 9)年度分の放課後児童クラブ利用手数料のうち、 納期限の日から 1 か月を経過したものに限る

注意事項
1 申出者が、受給資格等について市長の認定を受けていない場合や、申出者と手当受給者の氏名が異なる場合など、申出に基づく徴収を行うことができないことがあります。
(徴収の可否については、児童手当の支払期月ごとに判定します。)
2 充当の対象となる金額は、子どもが複数名いる場合、児童全員分の手当が対象となります。
3 この申出を撤回又は変更する場合は、児童手当支払期月の前月の 10 日までに、「児童手当に係る放課後児童クラブ利用手数料の支払変更等申出書」の提出が必要です。
4 この申出は放課後児童クラブの利用申込みに必須であるため、撤回を申し出る方が現在利用中または入所保留中の場合は、「放課後児童クラブ退所・辞退届」を併せて提出していただく必要があります。

＜放課後児童クラブ施設一覧＞

2027(令和9)年4月1日（予定）

小学校名	放課後児童クラブ施設	定員	所在地	TEL
宮西小学校	宮西児童館児童クラブ（※1）	126	大宮4丁目6番13号	73-2877
	（※1）2026（令和8）年度は工事中ですが、放課後児童クラブは通常通り実施しています。			
貴船小学校	貴船児童館児童クラブ	95	下沼町1丁目7番地	73-2533
	貴船児童クラブ	88	文京2丁目4番22号	24-7737
神山小学校	神山児童館児童クラブ	66	八幡3丁目8番2号	45-2500
	神山児童クラブ	66	大和町馬引字郷丑寅2155番地	45-6719
	神山第2児童クラブ	126	新生2丁目21番8号	43-1250
大志小学校	大志児童館児童クラブ	66	大志1丁目9番2号	24-1747
向山小学校	向山児童館児童クラブ	66	古金町2丁目10番地	72-1269
	向山児童クラブ（※2）	72	公園通6丁目24番地	25-8151
	（※2）市議会において予算が認められた場合には、2027（令和9）年度は工事予定となりますので、募集数が定員より少なくなる可能性があります。			
富士小学校	富士児童館児童クラブ	66	富士1丁目8番15号	71-1022
	富士児童クラブ	111	朝日1丁目8番9号	73-2424
葉栗小学校	葉栗児童館児童クラブ	95	大毛字南出116番地	51-5858
葉栗北小学校	葉栗北児童クラブ	117	光明寺字畳手55番地2 （葉栗北小学校内）	51-1312
西成小学校	西成児童館児童クラブ	95	大赤見字大山22番地1	76-5656
西成東小学校	西成東児童クラブ	76	春明字南本郷38番地3	81-2231
瀬部小学校	瀬部児童クラブ	116	時之島字宮付5番地8	78-2303
赤見小学校	赤見児童クラブ	75	大赤見字地下中屋敷2323番地	73-7771
浅野小学校	浅野児童クラブ	113	浅野字八剱28番地	77-3887
丹陽小学校	丹陽児童館児童クラブ	95	三ツ井5丁目3番14号	76-0508
丹陽西小学校	丹陽西児童クラブ	132	森本5丁目23番11号	24-8997
	丹陽西第2児童クラブ	44	森本3丁目11番15号	24-0093
丹陽南小学校	丹陽南第1児童クラブ	72	伝法寺8丁目1番地9	81-6806
	丹陽南第2児童クラブ	53	伝法寺1丁目13番地16	81-1556
浅井南小学校	浅井南児童クラブ	72	浅井町西海戸字形人389番地8	51-0028
浅井北小学校	浅井北児童クラブ	88	浅井町大野字郷東1041番地3	78-2937
浅井中小学校	浅井児童館児童クラブ	95	浅井町大日比野字東若栗29番地	51-1140
北方小学校	北方児童館児童クラブ	95	北方町北方字森道87番地1	87-3757
末広小学校	末広児童クラブ	39	末広3丁目2番地 （市営苅安賀住宅集会所2F）	43-4567
	末広第2児童クラブ	41	新生2丁目21番8号	43-5010
	末広第3児童クラブ	132	末広2丁目20番1号（末広小学校内）	52-2550
大和東小学校	大和東児童クラブ	163	花池2丁目15番23号	43-8667
大和西小学校	大和児童館児童クラブ	95	大和町苅安賀字上東出68番地	46-2612
大和南小学校	大和南児童クラブ	88	大和町戸塚字連田1番地2 （大和南小学校内）	43-2990
今伊勢小学校	今伊勢児童館児童クラブ	66	今伊勢町新神戸字乾31番地1	24-1767
	今伊勢児童クラブ	108		25-8021
今伊勢西小学校	今伊勢西児童クラブ	72	今伊勢町馬寄字吉田39番地4	44-4411
	今伊勢西第2児童クラブ	68	今伊勢町宮後字東茶原9番地2	46-9103
奥小学校	奥児童館児童クラブ	155	奥町字上平池46番地	61-5300
	奥児童クラブ	60	奥町字加古穂48番地2	62-6603
萩原小学校	萩原児童館児童クラブ	60	萩原町串作字河室浦18番地	69-6731
	萩原児童クラブ	60	萩原町萩原字河原崎1544番地（萩原小学校内）	85-5552
中島小学校	中島児童クラブ	64	萩原町中島字往還添西切3075番地	68-6611
千秋小学校	千秋児童館児童クラブ	66	千秋町佐野字下川田43番地	76-7222
千秋南小学校	千秋南児童クラブ	127	千秋町天摩字山畑370番地56	81-1551
千秋東小学校	千秋東児童クラブ	60	千秋町加納馬場字松下111番地3（千秋東小学校内）	77-3102
起小学校	起児童館児童クラブ	77	起字西生出33番地（起小学校内）	62-3398
	起児童クラブ	58	起字用水添8（起保育園内）	61-3054
小信中島小学校	小信中島児童館児童クラブ	66	小信中島字南平口63番地（小信中島小学校内）	62-2900
	小信中島児童クラブ	98	小信中島字中平5番地 （小信中島つどいの里2F）	62-5333
三条小学校	三条児童館児童クラブ	77	三条字郷南西35番地	61-1670
	三条児童クラブ	73	三条字苅2番地	61-8822
朝日東小学校	朝日東児童館児童クラブ	88	明地字上平33番地1	69-5980
朝日西小学校	朝日西児童クラブ	40	上祖父江字高須賀18番地（朝日西小学校内）	69-2400
開明小学校	開明児童館児童クラブ	110	開明字杁西郭69番地1	45-3327
大徳小学校	大徳児童館児童クラブ	66	西五城字荒子中切28番地1（大徳小学校内）	61-5551
黒田小学校	黒田児童館児童クラブ	143	木曽川町黒田字城西27番地4	87-6923
木曽川東小学校	黒田南児童館児童クラブ	164	木曽川町黒田八ノ通り176番地	87-6523
木曽川西小学校	外割田児童館児童クラブ	166	木曽川町外割田字西郷西134番地	87-5323

	児童館児童クラブ
	児童クラブ

◎ 開所時間　　通　　常 （月～金曜日　下校後～午後7時、 土曜日　午前7時30分～午後7時）

長期休業期間・振替休校日　（午前7時30分～午後7時）